

平成21年度 【 学園研究費助成金< B > 】 研究成果報告書

学部名 現代マネジメント学部

フリガナ イ バタ ヨウ ヘイ
氏名 井畑 陽平

研究期間 平成21年度

研究課題名 社会のキャッシュレス化が独禁法の違反要件に与える問題点についての比較法研究

研究組織

	氏名	学部	職位
研究代表者	井畑 陽平	現代マネジメント	講師
研究分担者			
研究分担者			

1. 本研究開始の背景や目的等 (200字~300字程度で記述)

本研究の目的は、わが国で急速に進展しているキャッシュレス化——クレジットカードおよびデビットカード等の普及をいう——を支える決済ネットワークについて、独禁法からみた違反要件解釈論にかかる論点を抽出する準備作業を行うことにあった。

本研究では、EC競争法での先例をふまえた比較法研究を行い、キャッシュレス化の進展が内包するわが国独禁法違反の成否を論じる上での問題点を洗い出すための基盤を作るべく、欧州委員会の競争法運用の重点的対象等を類型化した(当初の研究対象を、米国、とされていたが、事例が豊富なECに変更した)。

2. 研究方法等 (300字以内で記述)

本研究では、研究代表者が単独で、EC競争法にかかる判例・学説を主たる検討対象として、キャッシュレス化の進行に対応したわが国独禁法の違反要件解釈論を展開する準備作業を行った。

具体的には、以下の二つの作業を行った。

すなわち、第一に、ECの裁判所判例・行政庁による行政裁決例(決定例)といった一次資料の内在的分析、第二に、実務家・研究者に広く参照される米国の基本的体系書(二次資料)に依拠した一時資料の批判的検討である。

3. 研究成果の概要 (600字～800字程度で記述)

わが国の最近の情報技術の発展に伴い、クレジットカード・電子マネー等の非現金決済ツールが広く普及し、商品役務の決済に現金が必要とされないキャッシュレス化が、急速に進展しつつある。

キャッシュレス化が内包する独禁法上の問題点を検討する国内外の関連する先行業績は、第一に、独禁法上の論点の所在すら十分に共有されているとはいえないキャッシュレス化が内包する法的課題を明らかにした点、第二に、これらの課題に対する独禁法に基づく規整の必要性を説得的に論じてきた点で、大きな功績があった。これらの先行業績と対比すると、本研究は、EC 競争法に焦点を合わせた日・EC 比較法研究を行うことによって、上記の二点について敷衍し、その法的分析をさらに精緻化するものと位置づけることができる。

本研究で研究対象として具体的に取り上げた素材は、欧州委員会が 2008 年 12 月に公表した、EC 競争法 82 条に違反する、排除型濫用行為にかかる行政的な法運用のガイダンスである。このガイダンスは、欧州委員会が、重点的に、競争法のエンフォースをする対象について記述したものである。このガイダンスは、支配的事業者による排除型濫用行為を EC 競争法 82 条で規整する際の、欧州委員会の行動に指針を与えるもの、すなわち、多岐にわたる排除型濫用行為を正式に取り上げるかどうか判断する際に、欧州委員会が用いる一般的な分析枠組みを、より明確で予測可能なものにするものとして策定されたとされる。

キャッシュレス化を支えるインフラたる金融ネットワークには規模の経済が作用するため、往々にして、金融ネットワークを運営する事業者(undertakings)が「支配的事業者」と認定される。したがって、このガイダンスを子細に検討することで、「支配的事業者」が行おうとする特定の行為が、EC 競争法 82 条を根拠として欧州委員会に介入されることとなりそうかどうかという問題についての、欧州委員会の法運用を明らかにできた。

4. キーワード (本研究のキーワードを 1 以上 8 以内で記載)

① EC 競争法 82 条	② 支配的事業者	③ 排除型濫用行為	④ 市場支配的地位
⑤	⑥	⑦	⑧

5. 研究成果及び今後の展望 (公開した研究成果、今後の研究成果公開予定・方法等について記載すること。既に公開したものについては次の通り記載すること。著書は、著者名、書名、頁数、発行年月日、出版社名を記載。論文は、著書名、題名、掲載誌名、発行年、巻・号・頁を記載。学会発表は発表者名、発表標題、学会名、発表年月日を記載。著者名、発表者名が多い場合には主な者を記載し、他〇名等で省略可。発表数が多い場合には代表的なもののみ数件を記載。)

井 畑 陽 平「EC 競争法 82 条に違反する、排除型濫用行為にかかるガイダンス(1)(2・完)」
社会とマネジメント第 7 巻 1 号 83 頁(2009 年)以下、同第 7 巻 2 号(2010 年)掲載予定。